

立命館大学総合科学技術研究機構創薬科学研究センター  
創剤・製剤技術研究コンソーシアム規約

(名称)

第1条 立命館大学総合科学技術研究機構創薬科学研究センター（以下「研究センター」という。）  
に、創剤・製剤技術研究コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という）をおく。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、研究センター研究員、コンソーシアムアドバイザーおよび会員が相互  
に交流や研究開発情報の交換を行うことにより、総合的な創剤及び製剤技術研究の推進と産  
業の発展のための研究拠点を構築することを目的とする。

(事業)

第3条 コンソーシアムは、次の事業を行う。

- (1) 会員制研究会の実施
- (2) 講演会、セミナーの開催
- (3) 研究センター研究員、コンソーシアムアドバイザーと会員との交流

(運営)

第4条 前条各号のコンソーシアムの事業は、研究センターが運営する。

(入会)

第5条 コンソーシアムに入会するときは、創薬科学研究センター長（以下「センター長」という。）  
に入会申込書を提出し、第8条第1項に定める年会費を納入しなければならない。

- 2 センター長は、入会の申し込みを行った者に対し、創薬科学研究センター運営委員会（以下「運  
営委員会」という。）の議を経て、これを認める。

(会員)

第6条 コンソーシアムの会員は、次のとおりとする。

- (1) 法人会員

(退会)

第7条 会員が退会するときは、その旨を書面にてセンター長に届け出なければならない。

- 2 会員が次の各号の一つに該当するときは、運営委員会の議を経て退会させることができる。

- (1) 会費を滞納したとき
- (2) その他コンソーシアムの目的に反する行為があったとき

(会計)

第8条 会員の年会費は、次のとおりとする。

法人会員：1法人あたり6万円

- 2 年会費は、コンソーシアムが企画する事業のための経費として使用する。
- 3 既納の会費は、如何なる理由があってもこれを返還しない。
- 4 コンソーシアムの会計年度は、毎年4月1日より開始し、翌年の3月31日をもって終了する。
- 5 会計年度に係る決算終了後、運営委員会に決算報告を行う。

(改廃)

第9条 この規約の改廃は、運営委員会の議を経て、立命館大学総合科学技術研究機構運営委員会  
で行う。

附 則

この規約は、2022年4月1日から施行する。